八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領（工事）
【令和９年度業種追加・変更・希望順位変更用】

令和９年度における八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請の令和９年度業種追加・変更・希望順位変更の受付を下記の要領により行う（市役所分・市立病院分の受付を一元化して行う。）。

記

１．受付対象業種（建設工事）

業　　種	ｺｰﾄﾞ	業　　種	ｺｰﾄﾞ
土木一式工事	０１	ガラス工事	１６
建築一式工事	０２	塗装工事	１７
大工工事	０３	防水工事	１８
左官工事	０４	内装仕上工事	１９
とび・土工・コンクリート工事	０５	機械器具設置工事	２０
石工事	０６	熱絶縁工事	２１
屋根工事	０７	電気通信工事	２２
電気工事	０８	造園工事	２３
管工事	０９	さく井工事	２４
タイル・れんが・ブロック工事	１０	建具工事	２５
鋼構造物工事	１１	水道施設工事	２６
鉄筋工事	１２	消防施設工事	２７
舗装工事	１３	清掃施設工事	２８
しゅんせつ工事	１４	解体工事	２９
板金工事	１５		

２．資格要件

申請者は、次の各号に掲げる事項に全て該当していること。

（１）　既に令和８年度八尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（２）　追加・変更する業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受けており、かつ［５．受付期間］に示す受付終了日（令和８年12月18日）時点において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が令和７年５月19日以降のもの）を取得していること。

３．市内業者の定義

市内業者とは、次の全ての条件を満たすものをいう。

ア　法人にあっては、八尾市内に登記簿上の本店があるもの。個人にあっては、八尾市内に住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）による住所を有しているもの。

イ　建設業許可において、主たる営業所の所在地又は住所が八尾市内であること。
ウ　八尾市に法人市民税又は住民税の納税義務のあるもの。

４．申請業種

申請できる業種の数は、既に登録している工事と業務を併せて２業種以内。ただし、市内業者は、５業種以内。

※工事と業務を併せて申請する場合は、希望順位を記入すること。

５．受付期間

令和８年 11 月４日（水）から令和８年 12 月 18 日（金）まで　当日消印有効

６．申請方法

［９．提出書類］に示す書類を、契約検査課契約係（工事担当）まで、**郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスに限る。）で提出すること。**なお、封筒の表面（宛名面）には宛先シートを貼付すること。貼付しない場合はその内容を封筒の表面に記載すること。

■提出先■
〒581-0003　八尾市本町一丁目１番１号
八尾市 総務部 契約検査課 契約係（工事担当）

※必ず受付期間内に提出すること。
※窓口に直接持参しないこと。

７．問合せ先

「八尾市 総務部 契約検査課 契約係（工事担当）」
ＴＥＬ：(直通) ０７２－９２４－３８３４
(平日８時 45 分から 12 時 00 分まで、12 時 45 分から 17 時 15 分まで)
ＦＡＸ：０７２－９９６－１９９３
e-mail：shinseik89faq@city.yao.osaka.jp

８．資格有効期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

９．提出書類　　「○＝必ず提出」、「△＝該当者のみ提出」、「▲＝市内業者のみ提出」

No.	提　出　書　類	様　式		提出	参照
－	宛先シート	指定様式	－	○	Ｐ３
1	八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書（工事）【令和９年度業種追加・変更・希望順位変更用】	様式１（工事追加変更）	原本	○	
2	許可証明書 **※建設業許可通知書でも代用可**	官公署発行	写し可	○	
3	営業所一覧表 **※業種を追加・変更する業者のみ要提出**	様式４ ※許可申請時に提出したもの等でも可		△	Ｐ４
4	営業所技術者等届 **※業種を追加・変更する市内業者のみ要提出**	「技術者事前登録制度について」を参照のうえ、必要書類を提出すること。	原本	▲	
5	技術者名簿 **※業種を追加・変更する市内業者のみ要提出**		原本	▲	
6	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）	国土交通省統一	写し可	○	
7	申請書受領確認書（返信用はがき）	様式 10（工事追加変更）	原本	△	

１０．提出書類作成上の注意事項

○宛先シート

封筒の表面に貼付すること。貼付しない場合はその内容を封筒の表面に記載すること。

No.１　「八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書（工事）【令和９年度業種追加・変更・希望順位変更用】」

※記載例を参考にし、漏れなく記入すること。また、申請書に入力した項目はその他書類にデータを反映させているため、間違いのないよう入力すること。

ア　申請者は、本社・本店の代表者であること。

イ　印鑑は、代表者の実印（印鑑証明書と同じもの）を押印すること。

ウ　所在地について、建設業許可を受けている住所を記載すること。登記簿上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所の上（郵便番号の上）に登記簿上の住所を（）書きで記入すること。

エ　申請する業種については、希望順に記入すること。

オ　本社・本店で建設業法第３条の許可を受けていても、「契約する支社・支店等」で許可を受けていない工事の業種については、申請不可。

No.２　「許可証明書」

申請する業種に対応した、許可行政庁が発行する入札参加資格審査申請時において最新の許可証明書又は許可確認証（建設業法第３条の規定による）を提出すること。なお、許可証明書又は許可確認証の提出ができない場合は、入札参加資格審査申請時において最新の建設業許可通知書又は国土交通省建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者の詳細情報でも可とするが、内容に変更が生じている場合は、許可行政庁に提出した変更届の写しもあわせて提出するこ

と。

No.３ 「営業所一覧表」※業種を追加・変更する業者のみ要提出

許可申請又は更新時に提出したものを提出する場合は、最新の情報のものに限る。また、指定様式以外の申請者が独自で作成したものを提出する場合は、営業所等における建設業の許可業種を明記したものに限る。なお、国土交通省建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者の詳細情報でも可とするが、内容に変更が生じている場合は、許可行政庁に提出した変更届の写しもあわせて提出すること。

No.４ 「営業所技術者等届」※業種を追加・変更する市内業者のみ要提出

別紙「技術者事前登録制度について」を参照のうえ、必要書類を提出すること。

No.５ 「技術者名簿」※業種を追加・変更する市内業者のみ要提出

別紙「技術者事前登録制度について」を参照のうえ、必要書類を提出すること。

No.６ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査結果通知書）

［５．受付期間］に示す受付終了日（令和８年 12 月 18 日）時点において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が令和７年５月 19 日以降のもの）の写しを提出すること。

※有効な経営事項審査結果通知書とは審査基準日から１年７ヶ月以内のものを指す。

※申請する業種については、総合評定値（Ｐ点）の通知を受けていることが必要。

No.７ 「申請書受領確認書（返信用はがき）」

はがき表面（宛名面）には商号又は名称及び所在地を記入の上、85 円分の切手を貼り付け、はがき裏面には指定様式中の「申請書受領確認書」を必ず転写、又は、貼り付けて提出のこと。

なお、宛名は行政書士等のものでも可とするが、その際は申請者名（商号又は名称）が分かるように記載すること。

１１．申請にあたっての注意事項

（１） 以下の項目に該当するものは、申請を無効とする。

ア 受付期間後に到達した場合

イ 指定の方法以外の方法で申請した場合

（２） 許可証明書又は許可確認証については、入札参加資格審査申請時において最新のものであること。なお、鮮明なものであれば、写しでも可とする。

（３） 行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となるため注意すること。

１２．その他の注意事項

（１） 資格審査について

ア 提出書類に関し、虚偽の申請や重要な事項について記載がない等、不備がある場合は、失格となることがある。

イ 資格審査に際し、問い合わせや別途資料の提出を求めることがあるため、申請書担当者欄に

は本申請についての問い合わせに対応できる者を記入すること。申請内容について確認事項がある又は提出書類に不備がある場合に、申請書担当者がこちらからの問い合わせに速やかに対応しない場合、失格となることがある。

（2） 審査結果について

令和９年４月１日以降に、[令和９年度八尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿]を本市情報公開コーナー及び本市ホームページで公開するので、その掲載をもって審査結果の通知に代える。

（3） 格付けについて

ア 等級別格付けの対象業者及び対象業種は、次のとおり。

・格付対象業者：市内業者

・格付対象業種：土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事

イ 等級別格付けは、１年毎に見直す。

（4） 指名等について

審査の結果、有資格者となっても、資格有効期間中に指名等がない場合がある。

（5） 提出書類等について

審査の結果に関わらず、提出された書類は一切返却しない。

（6） 変更届の提出について

申請内容に変更が生じた場合は、本市ホームページを参照して遅滞なく変更届を提出すること。変更届を提出せずに行った入札等は無効となり、入札参加停止措置の対象となることがある。

（7） 契約締結時について

ア 建設業退職金共済組合加入に協力のうえ、契約を締結した時には、原則、建設業退職金共済組合の証紙を購入すること。

イ 契約を締結した時には、必ず労災保険の成立証明書等の提出が必要となる。

（8） 八尾市地域貢献精通型指名競争入札制度について

市内業者のうち「土木一式工事」又は「舗装工事」を申請する者で、令和９年度八尾市地域貢献精通型指名競争入札参加資格者名簿への登録を希望する場合は、別紙「八尾市地域貢献精通型指名競争入札参加資格者名簿登録申請書提出要領」を参照のうえ必要書類を提出すること。

※八尾市地域貢献精通型指名競争入札制度の詳細については、本市ホームページを参照すること。

以上